

【 公的年金からの市・府民税の特別徴収について 】

公的年金に係る市・府民税については、年金保険者（日本年金機構等）が公的年金の支給時に特別徴収し、市へ直接納入します。納税の手間が省かれるとともに、市の事務の効率化を図るため、公的年金からの特別徴収を実施しております。

対象となる方は、「令和5(2023)年度 市民税・府民税 税額決定・納税通知書」の右上に公的年金からの特別徴収税額を記載しておりますので、ご覧ください。

○対象者

次の①～④全てを満たす方

- ①5年中に公的年金の支払いを受け、5年4月1日時点で65歳以上
- ②介護保険料が公的年金から特別徴収されている
- ③老齢等年金給付の年額が18万円以上
- ④公的年金からの特別徴収税額が老齢等年金給付の額を超えない

○対象となる年金

介護保険料が特別徴収されている年金

○対象となる市・府民税

年金所得から計算した市・府民税のみ対象となります。

※給与所得・営業所得など公的年金所得以外の所得にかかる市・府民税は、納付書若しくは口座振替又は給与からの特別徴収の方法で納めていただきます。

○徴収方法

「仮徴収税額」を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とし、その額を3分割して4月・6月・8月の年金から特別徴収します。年間の税額確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を3分割して10月・12月・2月の年金から「本徴収税額」として納めていただきます。

納付方法	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
納入月	5年4月	5年6月	5年8月	5年10月	5年12月	6年2月
算出方法	前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とし、その額を3分割して4・6・8月の年金から特別徴収			年税額から仮徴収税額(4・6・8月分の合計)を差し引きし、残りの税額を3回(10・12・翌年2月)に分けて特別徴収		

○新たに公的年金から特別徴収される場合

納付方法	普通徴収			特別徴収		
納入月	5年6月(第1期)	5年8月(第2期)	5年10月	5年12月	6年2月	
算出方法	年税額の半分を2回(6・8月)に分けて納付			年税額の残り半分を3回(10・12・翌年2月)に分けて特別徴収		

※公的年金からの特別徴収が初年度の場合、手続きの関係上10月から特別徴収が開始となります。ご不便をお掛けしますが、6月・8月は納付書(あるいは口座振替)により納付願います(普通徴収)。また、年度の途中で特別徴収が中止となった後で、公的年金からの特別徴収の対象者となった場合は、翌年10月から特別徴収が再開されます。

○市区町村外転出時の特別徴収

5年1月1日に門真市にお住まいで、5(2023)年度の初日(4月1日)より前に他市へ転出している場合は、5(2023)年度分について仮徴収を行いますが、本徴収は行われず、普通徴収の方法によって徴収されます。(地方税法321条の7の9) また、6(2024)年度分については、転出先の市区町村で仮徴収は行われず、普通徴収の方法によって徴収されます。(地方税法321条の7の8)

5年4月1日から12月31日までに他市へ転出された場合は、6(2024)年度分については、転出先の市区町村で仮徴収は行われず、普通徴収の方法によって徴収されます。(地方税法321条の7の8)

納付方法	5(2023)年度分						6(2024)年度分					
	仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
納入月	5年4月	5年6月	5年8月	5年10月	5年12月	6年2月	6年4月	6年6月	6年8月	6年10月	6年12月	7年2月
5年1月2日から3月31日までに転出	門真市で特別徴収			普通徴収(地方税法321条の7の9)			転出先の市区町村で普通徴収(地方税法321条の7の8)			転出先の市区町村で特別徴収		
5年4月1日から12月31日までに転出	門真市で特別徴収			門真市で特別徴収			転出先の市区町村で普通徴収(地方税法321条の7の8)			転出先の市区町村で特別徴収		

○特別徴収税額の変更があった場合の特別徴収

年金所得に係る特別徴収税額が変更された場合においても、12月と2月の本徴収の変更の限りに、特別徴収が継続されます。(地方税法施行令48条9の14)

<本徴収の取扱い>

5(2023)年度分				差額の取扱い
年金保険者への通知の到達日	5年10月	5年12月	6年2月	
5年10月10日までの場合	変更前の税額で特別徴収	変更後の税額で特別徴収		-
5年12月10日までの場合	変更前の税額で特別徴収		変更後の税額で特別徴収	
5年12月11日以降の場合	変更前の税額で特別徴収			変更後の特別徴収税額が変更前の徴収税額を超える場合、差額は普通徴収によって徴収

※既に門真市に納入された税額が変更後の特別徴収税額を超えることとなった場合、当該過納又は誤納に係る税額は還付・充当します。

○公的年金からの特別徴収が中止となる場合

上記のほか、介護保険料の特別徴収の中止又は死亡等による年金の支給停止により、公的年金からの特別徴収が中止となります。その場合、残税額については、普通徴収(納付書等)で納めていただきます。

○仮徴収が中止されている方へ

5(2023)年度の特別徴収税額(合計額)が、5(2023)年4・6月分の仮徴収税額を下回る場合、その過徴収となった税額については、納入の確認がされた後、還付の手続きをさせていただきます。

また、8月の仮徴収で年税額を上回っている場合は、あらかじめ特別徴収を停止していますので、8月分については同封している納付書により納めていただきます。(口座振替を届出している場合は口座より引き落としとなりますので、納付書は同封していません。)

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

【 市民税・府民税 税額決定・納税通知書 の見方 】

【公的年金特別徴収】

●公的年金特別徴収の対象となる方は、こちらに特別徴収税額を記載しております。
令和5(2023)年度課税分は令和5(2023)年4月～6年2月に徴収いたします(=年金特別徴収税額B)。
※ここに記載のある税額は公的年金から天引きされるため、納付書は同封していません。

【仮徴収税額】(翌年度の予定額)
令和6年度分の仮徴収税額の通知を行っております。ここに記載のある予定額は翌年度課税分です。今年度に天引きされる税額ではありません。

【普通徴収】=普通徴収税額(C)

●収入金額
対象となる公的年金の額

●所得金額
収入金額から、公的年金等控除を差し引いた金額

所得金額

所得控除額

課税標準額

税額

●年税額(A+B+C)
1年間に納める額

●給与特別徴収税額(A)
給与から天引きされる額(特別徴収義務者に通知いたします)

●年金特別徴収税額(B)
公的年金から天引きされる額

●普通徴収税額(C)

【還付充当可能額】

控除不足額が納める均等割額を上回る場合、普通徴収期割納付額の欄に金額は記載されず、還付充当可能額欄には、還付金額が記載されます。控除不足額が納める均等割額を下回る場合、普通徴収期割納付額の欄に金額が記載され、還付充当可能額欄には、充当金額が記載されます。

【控除不足額】

所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

税額の算出について

所得金額－所得控除額＝課税標準額(千円未満切り捨て)
課税標準額×税率(市民税6%・府民税4%(総所得以外の所得は別途の税率になります))－税額控除額＝所得割額(百円未満切り捨て)
所得割額+均等割額＝年税額(給与特別徴収税額+年金特別徴収税額+普通徴収税額)

【 よくある質問 】

質問：昨年10月に定年退職し、その後は無職です。

市・府民税の課税決定通知書が届きましたが、納付しなければならないのでしょうか。

回答：市・府民税は前年(1月1日～12月31日)の収入をもとに決定されます。

現在無職であっても、昨年中に一定の所得がある場合は市・府民税が課税されます。

質問：令和5年3月に会社を退職し、その際に給与から市・府民税の残りの税額が一括で差し引かれています。

今回届いた納税通知書でも、納めなければいけないのでしょうか。

回答：納めていただく必要があります。

退職の際に一括で差し引かれた税額は、令和3(2021)年中の所得に対する令和4(2022)年度の市・府民税額であり、令和4年6月から令和5年5月までの12回に分けて毎月の給与から差し引くことになっていた税額の残額です。

質問：今年3月に仕事を辞め、6月より再就職しました。

以前の会社では市・府民税が給与から特別徴収されていましたが、再就職先ではどうなるのでしょうか。

回答：勤務先を退職すると、特別徴収が出来なくなるため、納付書を自宅へ送付します。

再就職先で引き続き市・府民税を特別徴収する場合は、現在の勤務先より改めて特別徴収を行う旨の届けを市に提出していただく必要があります。よって、現在の勤務先にお問い合わせください。

公的年金からの特別徴収について

質問：公的年金から特別徴収するかどうかを選択できますか？

回答：対象者の条件を満たすすべての人が特別徴収されます。

本人の意思により口座振替や給与からの特別徴収等を選択することはできません。(地方税法第321条7の2)

質問：公的年金以外に収入がある場合はどうなりますか？

回答：公的年金にかかる税額分のみが、公的年金より特別徴収されます。

その他の所得にかかる税額は、納付書若しくは口座振替又は給与からの特別徴収により納めていただくこととなります。

質問：公的年金から特別徴収することによって、税額は増えるのですか？

回答：この制度は、市・府民税の納税方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。